

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 役員の報酬については、「役員報酬規則」において、各役員の在職期間における実績を勘案して、期末特別手当(賞与)を増減できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

4月改正

- ・ 国家公務員、国立大学法人職員又は大学共同利用機関法人職員から引き続き常勤役員になった者の期末特別手当(賞与)に係る在職期間について、当該職員としての退職時に退職手当を支給されている場合には、当該職員としての在職期間を通算しないことを明確に規定した。

12月改正

- ・ 国家公務員の給与水準を考慮し、本給の月額を0.3%引き下げた。

理事

- ・ 法人の長と同じ

理事(非常勤)

12月改正

- ・ 国家公務員の給与水準を考慮し、本給の月額を0.3%引き下げた。

監事

- ・ 法人の長と同じ

監事(非常勤)

- ・ 理事(非常勤)と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,569	千円 14,708	千円 5,861	千円 ()		
理事 (5 ¹⁰ / ₁₂ 人)	千円 86,575	千円 57,348	千円 27,357	千円 1,234 (通勤手当) 636 (単身赴任手当)	4月1日:1名 5月21日:2名	5月20日:1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 2,460	千円 2,460	千円 ()	千円 ()		
監事 (1人)	千円 13,123	千円 9,384	千円 3,739	千円 ()		3月31日:1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,160	千円 2,160	千円 ()	千円 ()		3月31日:1名

注:年度途中で就任又は退任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	1,586(53,708)	1年(37年)	2月(2月)	平成17年 5月20日	1.0	本学の理事・副学長として、学部・研究科及び大学の運営に鋭意尽力したことから、同人の退職手当に係る役員期間の評価係数を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。
理事 (非常勤)						該当者なし
監事	2,340	2年		平成18年 3月31日	1.0	本学の初代監事として、監査体制の構築に鋭意尽力したことから、同人の退職手当に係る評価係数を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。
監事 (非常勤)						該当者なし

注1:理事及び監事の「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じている係数である評価係数を記載した。

注2:理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用を図り、全学的視点からの人件費(人員)管理による教職員人事の適正化を推進する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本給表の改定に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性・合理性のある国家公務員の俸給表を参考にするものとする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。

諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給(普通昇給, 特別昇給)・昇格や勤勉手当に反映させている。

(能率, 勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
基本給: 本給	普通昇給: 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
	特別昇給: 職員の勤務成績が特に優秀である場合には、特別に1号俸以上上位の号俸に昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

4月改正

職務の複雑さ及び労働の強度等に着眼して支給する本給の調整額(基本給の一部)の支給対象職員を追加した。(病院の病理部に勤務する医師及び高度救命救急センターに勤務する看護師等:月額8,100円～16,200円)

有料道路等を利用して通勤する職員に支給する当該道路等の利用にかかる通勤手当の支給要件を緩和した。

液体ヘリウムの作成・充填作業に従事する職員に当該作業実績に応じて支給していた手当を、支給実績を踏まえて、月額定額制のものに見直した。(月額:4,000円)

7月改正

勤務の特殊性等を考慮して支給する特殊勤務手当の支給対象に、休日及び時間外に実施する緊急の手術又は麻酔の業務に従事する医師及び歯科医師に対し支給する緊急手術手当を追加した。(月額:25,000円～75,000円)

12月改正

国家公務員の給与の改定を参考に本給月額、本給の調整額、配偶者にかかる扶養手当及び初任給調整手当を引き下げた。(本給月額及び本給の調整額:0.3%引下げ, 扶養手当:500円引下げ, 初任給調整手当:100円～200円引下げ)

国家公務員の給与の改定を参考に、勤勉手当(賞与)の支給月数を引き上げた。(0.025%引上げ)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	2,671	44.5	7,494	5,447	119	2,047
事務・技術	588	43.4	5,842	4,289	180	1,553
教育職種 (大学教員)	1,429	47.3	8,959	6,476	119	2,483
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	369	35.7	4,881	3,586	38	1,295
技能・労務職種	3	48.8	4,733	3,494	106	1,239
海事職種	7	49.4	7,719	5,616	0	2,103
海技職種	3	35.2	4,664	3,433	0	1,231
教育職種 (附属高校教員)	92	45.1	7,539	5,532	93	2,007
教育職種 (附属義務教育学校教員)	93	42.2	7,160	5,268	116	1,892
医療職種 (病院医療技術職員)	80	44.2	6,094	4,429	95	1,665
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	4	50.0	6,104	4,466	128	1,638
指定職種	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	134	38.9	3,661	2,798	131	863
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	52	48.8	3,174	2,362	228	812
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	29	36.7	5,469	4,012	43	1,457
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	30.9	2,557	2,557	35	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	28.3	3,470	2,554	109	916
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注3:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

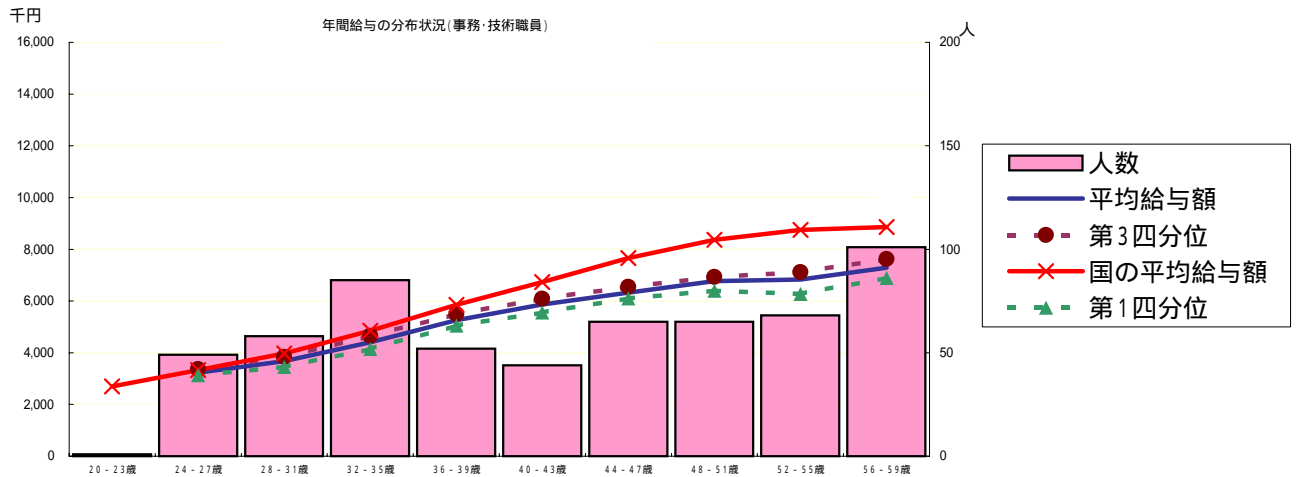
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「指定職種」とは、教育・研究上の業績が認められ、ノーベル賞、文化勲章及び日本学士院賞等の極めて権威のある賞を受賞した者を示す。

注6:非常勤職員のその他は、非常勤の技能・労務職種を示す。

注7:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)及び指定職種、任期付職員の教育職種(外国人教師等)、非常勤職員のその他については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)) (在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)



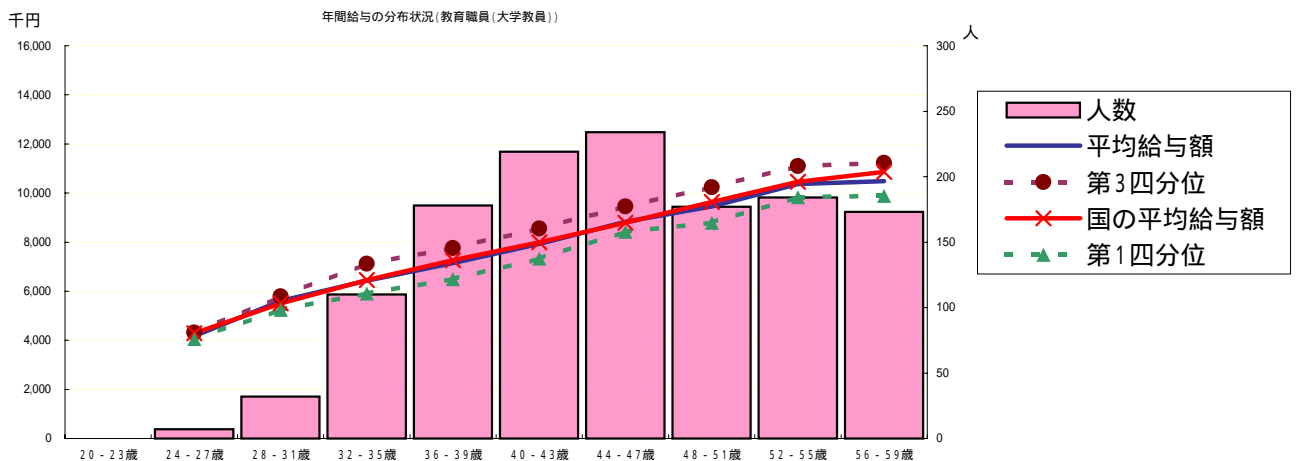
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 20~23歳の年齢階層については, 該当者が1人のため「平均給与額」, 「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	4	55.8	-	-	10,185	-	-
課長	31	55.7	7,689	7,689	8,340	8,809	8,809
副課長	62	54.6	6,935	6,935	7,137	7,455	7,455
主査	241	48.1	5,923	5,923	6,288	6,757	6,757
主任	125	40.0	4,445	4,445	5,017	5,668	5,668
グループ員	125	29.0	3,281	3,281	3,560	3,762	3,762

注: 部長の該当者は4人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「第1四分位」及び「第3四分位」の額については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	567	54.4	9,985	9,985	10,631	11,155	11,155
助教授	425	45.1	8,095	8,095	8,472	8,926	8,926
講師	86	44.5	7,661	7,661	8,191	8,751	8,751
助手	336	39.3	6,166	6,166	6,613	7,210	7,210
教務職員	15	40.7	4,654	4,654	5,191	5,954	5,954

(病院看護師))

示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
護部長	1		-	-	-	-	-
看護部長	4	50.5	-	-	7,795	-	-
看護師長	31	51.2	6,730	6,938	6,938	7,335	7,335
副看護師長	57	43.7	5,543	6,009	6,009	6,449	6,449
看護師	271	31.5	3,742	4,285	4,285	4,835	4,835
准看護師	5	57.9	5,474	5,532	5,532	5,582	5,582

部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
平均年齢」以下の事項については記載していない。

看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
「四分位」及び「第3四分位」の額については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	主任 グループ員	主査 主任	副課長 主査	課長 副課長
人員 (割合)	588 ()	61 (10.4%)	105 (17.9%)	274 (46.6%)	90 (15.3%)	37 (6.3%)
年齢(最高 ~最低)		31~22	53~27	59~33	59~45	59~40
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,705~1,934	3,734~2,362	5,451~2,610	5,549~4,257	6,366~4,599
年間給与 額(最高 ~最低)		3,632~2,615	5,111~3,233	7,350~3,564	7,656~5,896	8,581~6,456

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	部長	学長が特に必要 と認める職
人員 (割合)	17 (2.9%)	3 (0.5%)	1 (0.2%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)	59~50	58~52	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)	7,824~5,910	7,755~6,522	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)	10,456~8,167	10,656~9,043	~	~

注: 8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	1,429 ()	15 (1.0%)	336 (23.5%)	91 (6.4%)	420 (29.4%)	567 (39.7%)
年齢(最高 ~最低)		58~24	62~26	62~30	62~31	65~40
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,451~2,796	6,068~3,037	6,890~3,927	8,007~4,071	9,835~5,952
年間給与 額(最高 ~最低)		6,033~3,694	8,146~4,054	9,483~5,414	10,628~5,658	13,385~8,334

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	369人	5人 (1.4%)	271人 (73.4%)	57人 (15.4%)	31人 (8.4%)	4人 (1.1%)	1人 (0.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		58～57歳	57～22歳	58～31歳	59～36歳	59～43歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,204～3,882千円	4,669～2,313千円	5,405～3,551千円	5,348～3,848千円	6,120～5,307千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		5,718～5,313千円	6,462～3,165千円	7,416～4,843千円	7,553～5,325千円	8,213～7,220千円	～千円	～千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.1%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	32.9%	33.9%
	最高～最低	46.2～31.4%	42.9～29.4%	42.7～30.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5%	68.7%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.5%	31.3%	32.4%
	最高～最低	40.4～30.6%	37.9～28.6%	37.2～29.6%

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.3%	65.8%	64.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.7%	34.2%	35.4%
	最高～最低	46.2～31.9%	42.8～29.8%	42.7～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.6%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6%	31.4%	32.4%
	最高～最低	42.9～31.2%	43.0～29.1%	42.8～30.1%

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3	65.6	65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	34.4	35.0
	最高～最低	42.9～33.3	39.8～31.2	41.2～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8	68.1	67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2	31.9	33.0
	最高～最低	40.4～30.1	37.9～28.0	35.9～29.0

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

84.5

対他の国立大学法人等

97.1

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

98.8

対他の国立大学法人等

97.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

95.1

対他の国立大学法人等

97.7

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の对国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	千円	(%)	千円	(%)
(A)	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)

(A + B + C + D)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成16年度)との比較について

「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国から交付される運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)の削減に対し実施した人員削減等により、減額となったもの。

「最広義人件費」の増額理由

1) 退職手当支給額

役員及び職員の退職者が増加したことにより、増額となったもの。

2) 非常勤役職員等給与

外部資金などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員が増加したことにより、増額となったもの。

3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き上げに伴う事業主負担額の増加及び適用職員が増加したことにより、増額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

中期目標における取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画(以下「総人件費改革の実行計画」という。)を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画における取組

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について

・「給与、報酬等支給総額」…23,601,812 千円

・「人件費予算相当額」…24,99 z】てX X 閣4 硝 ネネ ネ #)Y ` (b X 36

駁 X 什9从ケ u

鞋クヤツ uネ蟀 9 H h < イ、:C 814DX t X 3:3Sh wC 8峻な d8 ャ i N